

肉用牛肥育経営安定特別対策事業  
事務委託契約書



## 肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る委託契約書

一般社団法人滋賀県畜産振興協会（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、一般社団法人滋賀県畜産振興協会肉用牛肥育経営安定特別対策事業業務方法書第25条に基づく事務の委託について次のとおり委託契約を締結する。

### （業務内容）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託する業務の内容及び経費

受託業務計画書（別紙様式第1号）のとおり。

（2）計画の承諾

乙は、本業務を遂行するに当たり、毎年度、別添の受託業務計画書を事前に甲に提出し、その承諾を受けなければならない。当該計画書を変更するときも同様とする。

（3）業務の遂行

乙は、前項の受託業務計画書の記載された計画に従って本業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（4）契約の期間

この契約の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。なお、甲又は乙の一方から契約の解除の申し出がなかった場合は、契約の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。ただし、最終の有効期限は業務方法書第4条の業務対象年間の終了する日とする。

### （委託費の限度額）

第2条 甲は、本業務に要する費用（以下「委託費」という。）については、毎年度、甲が別に定める額を限度（以下「限度額という。」）とする。

2 甲は、前項の限度額を定めたときは、乙に対して通知するものとする。

### （契約保証金）

第3条 契約保証金の納付は免除する。

### （実績報告書）

第4条 乙は、本業務が終了したとき（本業務を中止、又は廃止したときを含む。）は、受託業務実績報告書（別紙様式第2号）を甲に提出するものとする。

### （委託費の額の確定）

第5条 甲は、前条の規定により、乙から受託業務実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(委託費の支払)

第6条 甲は、前条の規定により委託費の額を確定したときは、本業務に要した経費の実支出額と第2条に規定する委託費の限度額のいずれか低い額を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙が第1条の業務の遂行に当たり必要があると認められる場合には、第2条に規定する委託費の限度額の範囲内で、出来高に応じて、乙に委託費の概算払をすることができるものとする。

3 乙は、委託費の概算払を請求する場合には、受託業務概算払請求書（別紙様式第3号）を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

第7条 乙は、既に支払を受けた委託費が第5条の委託費の額を超えるときは、その超える金額について甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止)

第8条 乙は、天災地変その他止むを得ない事由により、本業務の遂行が困難となったときは、本業務中止（廃止）申請書（別紙様式第4号）を甲に提出し、甲乙協議のうえ契約を解除し、又は、契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第5条、第6条及び第7条の規定に準じ精算するものとする。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙が正当な理由がなくこの契約に違反した場合は、契約を解除し又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(機密保護)

第10条 乙は、本業務の実施により知り得た甲の秘密又は調査の結果を、甲の承諾を得ずして他に漏洩し、又は他の目的に使用してはならないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 乙は、本業務の実施に当り、個人情報の取り扱いについて、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 乙は、甲の承諾を得ずして個人情報を本業務の範囲外の加工、利用、複写、複製してはならないものとする。

(調査)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求め、又実地に調査できるものとする。本業務の終了後においても同様とする。

(帳簿等)

第 13 条 乙は、本業務に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を事業終了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 乙が、故意又は過失によりこの契約に違反したことにより、甲に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償の責めに任ずる。

(疑義の解決)

第 15 条 前各条のほか、この契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方押印の上各 1 通保有するものとする。

平成 2 5 年 4 月 1 日

委託者 (甲) 住 所 滋賀県近江八幡市鷹飼町北四丁目 1 2 番地 2  
名 称 一般社団法人滋賀県畜産振興協会  
代表者 会 長 正 田 忠 一 印

受託者 (乙) 住 所  
名 称  
代表者 印

(別紙様式第1号)

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る受託業務計画書

番 号  
年 月 日

一般社団法人滋賀県畜産振興協会  
会 長 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

平成 年度において、下記のとおり業務を実施したいので、肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る委託契約書第1条の(2)の規定に基づき、申請します。

記

## 1 業務内容

### (1) 事業の目的

### (2) 業務の実施項目

- ① 肥育牛補てん金交付契約書の申し込み書類の配布
- ② 肥育牛補てん金交付契約書及び締結拒否書類の生産者への送付
- ③ 肥育牛個体登録申込書の受付、記載内容及び添付書類の点検、協会への送付
- ④ 個体登録通知書の生産者への送付
- ⑤ 生産者積立金及び手数料の請求書の送付
- ⑥ 生産者積立金及び手数料の受理、協会への送金
- ⑦ 販売確認申出書の受付、記載内容及び添付書類の点検、協会への送付
- ⑧ 異動報告書の受付、記載内容及び添付書類の点検、協会への送付
- ⑨ 提出書類の内容に関する照会、問い合わせ
- ⑩ 契約生産者の交付契約の履行状況等の協会への報告
- ⑪ 交付契約に関する伝達事項等

### (3) 事業の実施期間

## 2 経費

区 分	予算額	備 考
委託費	円	
個体識別技術料		1頭あたり200円×平成 年度登録見込 頭数 頭
計	円	

備考欄は、積算根拠を示すこと。

(注) 交付変更に係る様式は、本計画書の記の様式に準ずるものとする。この場合において「事業の目的」とあるのは「変更の理由」と書き換えること。

(別紙様式第2号)

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る受託実績報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人滋賀県畜産振興協会  
会 長 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る受託業務について、下記のとおり業務を実施したので、肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る委託契約書第4条の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて委託費金 円を精算払により支払われたく請求します。

記

- 1 業務の実施状況
  - (1) 業務の実施項目
  - (2) 業務の実施期間

2 業務に要した経費

区分	金額	内容
委託費	円	
個体識別技術料		1頭当たり200円×個体登録頭数 頭

3 委託に係る精算額

委託限度額	委託費確定額	既概算払受領額	差引精算額
円	円	円	円

4 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店  
預金種別 ○○預金  
口座番号 ○○○○  
(フリガナ)  
口座名義 ○○○○



(別紙様式第3号)

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る受託業務概算払請求書

番 号  
年 月 日

一般社団法人滋賀県畜産振興協会  
会 長 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る受託業務の実施について、  
下記のとおり金 円を概算払により支払われたく肉用牛肥育経営安定  
特別対策事業に係る委託契約書第6条2項の規定に基づき、請求します。

記

1 業務の実施状況

- (1) 業務の実施項目
- (2) 業務の実施期間

2 概算払請求額

委託限度額 ①	概算払請求額 ②	差引残額 ③=①-②
円	円	円

3 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店  
預金種別 ○○預金  
口座番号 ○○○○  
(フリガナ)  
口座名義

(別紙様式第4号)

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る受託業務中止（廃止）申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人滋賀県畜産振興協会  
会 長 殿

(受託者)  
住 所  
氏 名

平成 年度肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る受託業務について、下記により中止（廃止）したいので、肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る委託契約書第8条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 受託業務の中止（廃止）の理由

2 受託業務の実施状況

- (1) 受託業務について
- (2) 経費について

